

## 実務経験要件

本協会は、申請者からの実務経験証明書に基づき、以下の実務経験要件に該当する業務について審査する。

- (1) 国内外を問わず、金融に関する以下の業務における実務経験
  - ・ 銀行業務
  - ・ 信託業務
  - ・ 証券業務
  - ・ リース業務
  - ・ 保険業務
  - ・ 不動産資産担保証券の組成、販売に関する業務
  - ・ 不動産ファンドの運用、管理に関する業務
  - ・ 年金基金等の運用に関する業務
  - ・ 投資信託のアセットマネジャー業務
  - ・ 格付業務
- (2) 国内外を問わず、不動産に関する以下の業務における実務経験
  - ・ 分譲業務
  - ・ 賃貸業務
  - ・ 仲介業務
  - ・ 開発業務
  - ・ 運営管理業務
  - ・ 不動産評価、デューディリジェンスに関する業務 注1
  - ・ 不動産資産担保証券の組成、販売に関する業務
  - ・ 不動産ファンドの運用、管理に関する業務
- (3) 特定機関における実務経験等
  - ・ 研究機関等における金融もしくは不動産に関する調査、研究
  - ・ 大学、大学院等における金融もしくは不動産に関する指導 注2
  - ・ 金融若しくは不動産に関する研究による博士、修士の学位の取得 注3
- (4) 以下の資格を有して行う金融もしくは不動産に関する専門業務 注4  
弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等、司法書士
- (5) その他（当協会の教育・資格制度委員会による資格認定審査時において（1）～（4）の実務経験と同等と認められた実務経験）

注1 不動産鑑定士（補）の資格をお持ちの方は、「不動産評価、デューディリジェンスに関する業務」としての実務経験申請ではなく、「4. 以下の資格を有して行う金融もしくは不動産に関する専門業務」として申請してください。また、資格を証明する書類として国土交通省（各地方整備局等）発行の「登録通知書」あるいは「登録証明書」（いずれも登録年月日、登録番号記載あり）の写しの添付が必要となります。

注2 講師等が「指導」を実務経験として申請する場合には、別途添付書類が必要となります。

注3 大学院の修了を実務経験として申請する場合、教育機関発行の修了証明書と修士論文が必要となります。

注4 資格を証明する書類の写しが必要となります（不動産鑑定士等の方は注1をご確認ください）。